

■議案第66号 四万十町教職員住宅条例の一部を改正する条例について

【要旨】

今回の条例改正は、四万十町小野958番地6に所在する昭和52年建築の小野教員住宅1及び小野教員住宅2については、平成20年5月以降の教職員の入居がなく、今後も入居者は見込めず、また老朽化も進んでいることから取壊しを実施するため、教職員住宅から除外するものです。併せて一部、文字の修正を行います。

なお、取壊し後の跡地については、土地の所有者である小野集落に返還します。

【教員住宅の概要】

小野教員住宅1

構造	木造二階建て
床面積	50㎡

小野教員住宅2

構造	木造二階建て
床面積	50㎡

【改正の内容】

- ・ 四万十町教職員住宅条例の適用施設から「小野教員住宅1及び小野教員住宅2」を削除します。
- ・ 別表の「建築面（㎡）」を「建築面積（㎡）」に改正します。